

令和四年度 国際機関等への派遣状況

我が国の国際社会への積極的な貢献に資するため、昭和四五年に「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（国際機関等派遣法）」（昭和四五年法律第一七号）が制定されました（昭和四六年一月施行）。この法律によって、毎年、多くの職員が国際協力等の目的で、国際機関や外国政府等に派遣されており、昭和四五年からの派遣職員の延べ人数は八、七一九人に達しています。

人材局企画課

一 派遣概況

令和四年度中に国際機関等へ新たに派遣された職員は一二二人（二府省）であり、職務に復帰等した職員は一二二人（二府省）となっています。

この結果、令和四年度末現在で派遣中の職員は三四六人となっており、その内訳は二四府省三四五人、行政執行人一人で、従前多数の国際派遣を行っていた国立大学や国立試験・研究機関等の非公務員型の法人化等による派遣数の減の影響が一段落した後は四〇〇人前後で推移していましたが、近年は減少傾向となっています。

二 令和四年度中の派遣状況

令和四年度中に新たに派遣された職員の

所属府省別、派遣先機関別、派遣先地域別等の状況を見ると次のとおりとなっています。

① 府省別派遣状況

府省別の派遣状況を見ると、派遣職員が最も多いのは財務省で三三人（二七・〇％）、以下、厚生労働省一四人（一一・五％）、国土交通省一三人（一〇・七％）、農林水産省一〇人（八・二％）などとなっています（表1参照）。

② 派遣先機関別派遣状況

派遣先機関別の状況を見ると、国際連合（専門機関等を含む。以下同じ。）に四一人（三三・六％）、その他の国際機関に三八人（三一・一％）、外国政府に三四人（二七・九％）などとなっています（図1参照）。

③ 派遣先地域別派遣状況

派遣先を地域別に見ると、外国政府からの派遣要請の多いアジア地域が五四人（四四・三％）、と最も多くなっています。

次いで、国際機関の本部組織が多く設置されている欧州地域が四一人（三三・六％）、などとなっています（図2参照）。

④ 派遣期間の状況

派遣期間（派遣発令時）は、一年を超え二年以内が最も多く五七人（四六・七％）、二年を超え三年以内が二七人（二二・一％）、一年以内が二四人（一九・七％）当初から三年を超えて発令された者は一四人（一一・五％）となっています。

⑤ 派遣給支給割合別派遣状況

派遣職員に支給されている給与の支給割合別の状況を見ると、派遣給が支給されていない職員が五八人（四七・五％）と最も多くなっています。また、支給割合一〇〇％の職員は二七人（二二・一％）となっています。

三 令和四年度末現在の派遣状況

令和四年度末現在における派遣状況は、国際連合一三七人、その他の国際機関一二人、外国政府六六人、研究所一二人、人事院指令で定める機関一〇人の合計三四六人が派遣されています。

派遣先機関別に派遣職員数の多い機関を見ると、国際連合では、国際通貨基金(IMF) 二〇人、世界的所有権機関(WIPO)及び国際復興開発銀行(IBRD) 一五人、国際原子力機関(IAEA) 一人、その他の国際機関では、経済協力開発機構(OECD) 四人、アジア開発銀行(ADB) 二四人、世界税関機構(WCO) 一人、外国政府では、インドネシア一人、ベトナム八人、カンボジア七人などとなっています(表2参照)。